

(5) 特定区域：山手通り沿道の色彩基準

ア. 色彩基準の考え方

- 山手通りは、低層部に商業施設があり、中高層部が業務施設や住宅となっている建物が大部分を占めています。
- 歩行者から見える街並み景観は、低層部の用途と色彩に大きく左右されており、一方車等から見える街並み景観は、中層部の形態、意匠、色彩に左右されています。
- 上記のことから、低層部（高さ10mまで）と中層部以上については、色彩基準を分けます。

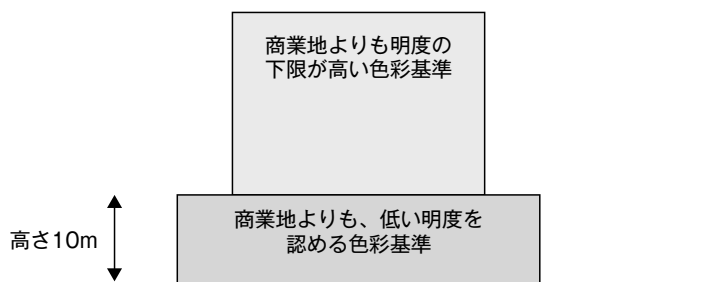
(ア) 低層部

- 黒っぽい色彩の商業施設も見られることから、低い明度の色について、使用することを可能とします。

(イ) 中高層部

- 中高層部は住宅系用途が多く、それらが連続した街並みを形成しつつあることを踏まえて、比較的落ち着いた白っぽい色彩で統一することを目指し、商業地の基準よりも彩度の上限を下げ、明度の下限を高くします。

■ 図IV-28 低層部と中高層部の色彩基準の考え方



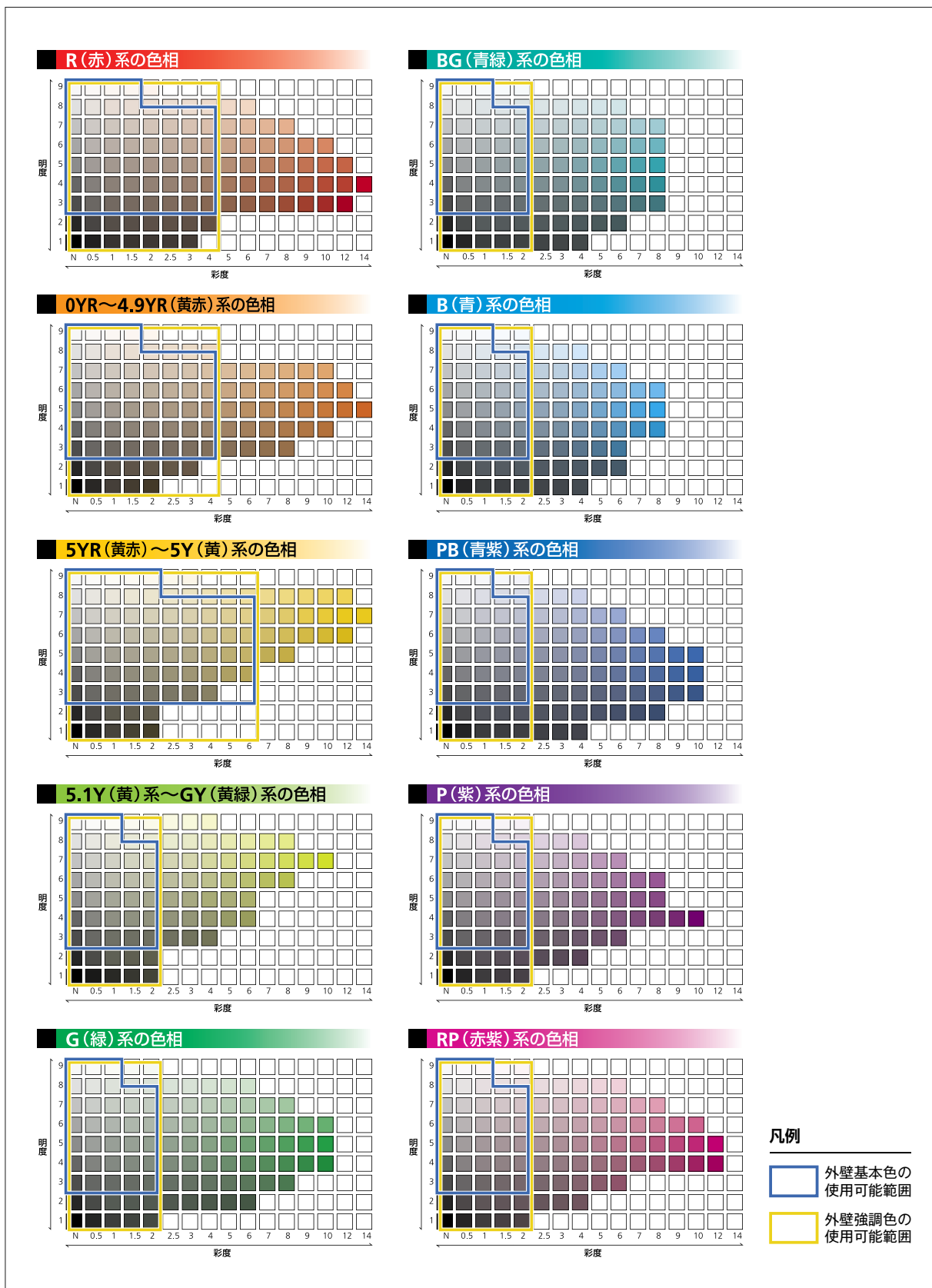
イ. 色彩基準

■ 表IV-42 使用可能色

① 低層部（高さ10m以下の部分）

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	3以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	3以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

図IV-29 色彩基準による使用可能色(山手通り沿道低層部)



■表IV-39 使用可能色

②中高層部（高さ10mを超える部分）

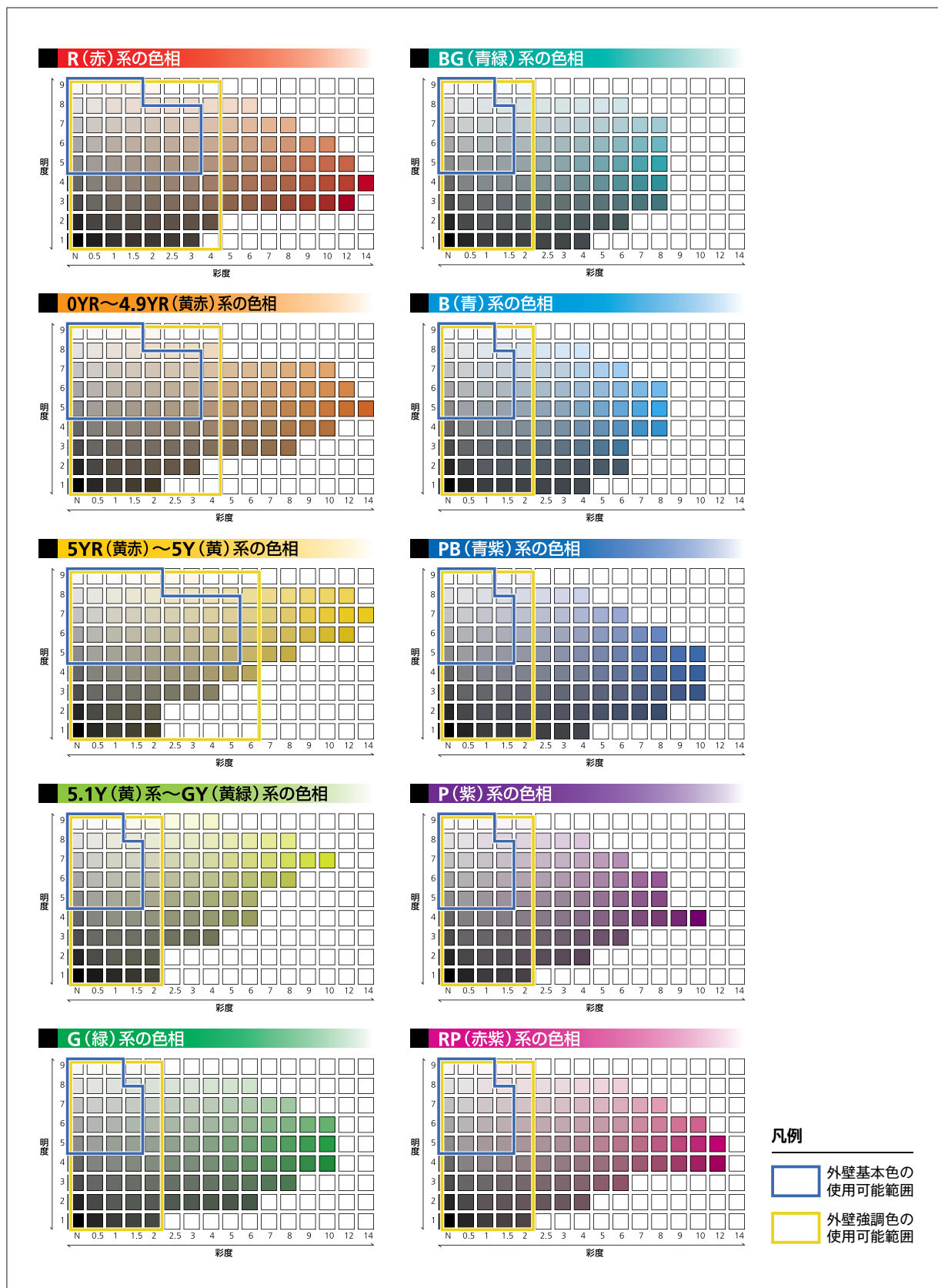
基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	5以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	5以上8.5未満の場合	5以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	5以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

注) 反射性の高いガラスや金属素材で無塗色のものについては、上記の色彩基準の対象外とします。



山手通り

図IV-30 色彩基準による使用可能色(山手通り沿道中高層部)



6. 屋外広告物に関する方針

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、地域の特性・景観の目標に応じた規制誘導が求められます。

ア. 住宅地における屋外広告物

住宅地の落ち着いた雰囲気を守るため、それを損ねるような色づかいや形状の屋外広告物は、望ましくありません。近年では空き地が時間貸し駐車場となり、駐車場であることを示す明度や彩度の高い看板や広告が掲出され、住宅地の景観を阻害している状況が発生しています。

住宅地において屋外広告物を設置する場合は、広告物であっても過度に目立たないように、その住宅地が基調とする色彩と調和する屋外広告物を誘導する仕組みをつくっていきます。

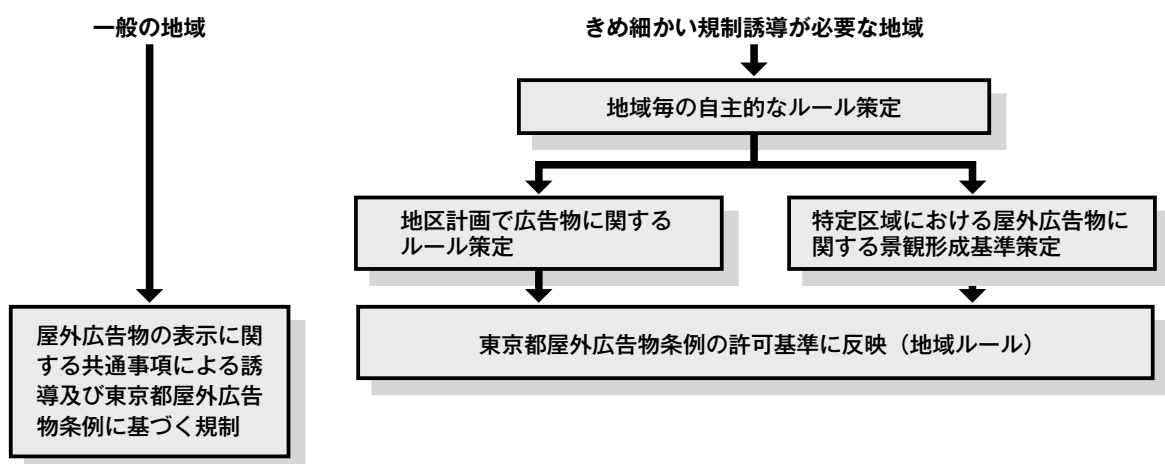
イ. 商業地・業務地における屋外広告物

商業地・業務地においては、その地域が目指している街の性格と屋外広告物の色彩やデザインが適合することが重要です。商業地・業務地であっても、落ち着いた雰囲気の地域やにぎわいのある地域など特色に応じた屋外広告物のあり方について、地域の合意とそれに基づく地域のルールづくりを行っていきます。

ウ. 幹線道路沿道における屋外広告物

幹線道路沿道においては、屋上に設置する屋外広告物が大きな景観形成の要素となりますが、設置に当たっては、形状、大きさや色づかいについて、設置者に過度にならないよう配慮を求めています。

図IV-15 屋外広告物誘導の流れ



(2) 屋外広告物に関する方針

屋外広告物については、(3)に示す景観計画区域内での屋外広告物の表示に関する共通事項による誘導及び東京都屋外広告物条例[※]に基づく規制を行うことを基本とします。現在は東京都屋外広告物条例に基づいて規制・誘導を行っていますが、今後、景観形成上、屋外広告物に対しよりきめ細かい規制誘導が必要な地域については、住民参加により自主的なルールの策定や地区計画[※]の活用を促していきます。

(3) 屋外広告物の表示に関する共通事項

区の景観計画区域内においては、屋外広告物の表示に関する共通事項として、以下の事項を定めます。これは法第8条第2項第5号イに規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項とします。

ア. 地域特性を踏まえた良好な景観形成に寄与

屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観形成に配慮して表示・設置する。

イ. 比較的大規模な公園等の周辺における配慮

比較的大規模な公園等の周辺では、みどりや地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮して、屋外広告物を表示・設置する。

ウ. 歴史的な景観資源の周辺における配慮

都選定歴史的建造物（東京都景観条例による）など、歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みに配慮して、屋外広告物を表示・設置する。

エ. 大規模指定建築物等における配慮

大規模指定建築物及び特定大規模指定建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。